

2026年1月20日

ジャパンネクストス証券株式会

社

株式(投資口)分割に伴うPTS 制度信用取引の取扱い(権利処理)について

2026年1月31日を基準日(実質上の基準日1月30日(金))として株式(投資口)分割を行う銘柄において、権利落日1月29日以降もPTS 制度信用取引を継続する場合の取扱い(権利処理)については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

(1) 分割比率に応じた買付(売付)数量及び買付(売付)価格の調整による権利処理を行う銘柄

銘柄 (コード)	売買単位	分割比率	買付(売付)数量の調整比率 (a)	買付(売付)価格の調整比率 (b)
(株)アールプランナー (2983)	100株	1:2	2	2分の1
コンフォリア・レジデンシャル投資法人 (3282)	1口	1:3	3	3分の1
ウェルネス・コミュニケーションズ(株) (366A)	100株	1:2	2	2分の1
V A L U E N E X(株) (4422)	100株	1:3	3	3分の1
(株)フロンティアインターナショナル (7050)	100株	1:2	2	2分の1
(株)トホ (8142)	100株	1:3	3	3分の1

(注) 売買単位の整数倍の新株式(投資口)が割り当てられる(株式(投資口)の分割の比率が整数の)株式(投資口)の分割が行われる銘柄が対象となります。

上記銘柄の権利落日の前日におけるPTS 制度信用取引の未決済勘定については、権利落日をもって、当該銘柄の買付(売付)数量は、上表(a)を乗じた数量に、買付(売付)価格は、上表(b)を乗じた価格に調整することとします。

なお、分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式(投資口)に係る買付代金又は売付有価証券の貸付けは、株式(投資口)分割の対象となった株式(投資口)の買付け又は売付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることはできませんので、念のため申し添えます。

以上